

余熱利用市民施設リスク分担表

種類	内容	負担者	
		市	指定管理者
法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
指定議案の否決	市議会により指定管理者指定議案が否決された場合の経費		○
指定管理者の申込等	指定管理者の申込及び運営上必要な初期投資等に要する各種費用の負担		○
事業の中止、延期	市の指示によるもの	○	
	指定管理者の事業放棄、破綻		○
不可抗力	自然災害（地震・台風等）等による業務の変更、中止、延期※1	協議事項	
許認可遅延	事業実施に必要な許認可取得（市が取得するもの）の遅延・失効等	○	
	上記以外の場合		○
計画変更	市の事業計画・内容の変更等	○	
運営費の増大	市の行政運営上の都合以外の要因による運営費の増大		○
施設競合	他施設との競合による利用者減、収入減		○
需要変動	当初の需要見込と異なる状況の発生		○
金利・物価変動	金利・物価変動に伴う経費の増	協議事項	
施設や設備の損傷	小破修繕・30万円以下の軽易な工事又は修繕及び指定管理者の瑕疵による損傷への対応		○
	指定管理者の瑕疵によらない損傷、経年劣化等への対応	協議事項	
	30万円を超える工事又は修繕 ※2	○	
管理上の瑕疵による損害・事故・火災等	指定管理者の管理上の瑕疵による損害・火災・事故等		○
債務不履行	指定管理者の責任による業務又は協定内容の不履行、遅延、中止		○
	施設設置者（川崎市）の方針・計画変更に伴う協定内容の追加等	○	
管理・運営計画リスク	管理・運営の実施計画の不備等に関するリスク		○
損害賠償	指定管理者の瑕疵に起因する損害に関する賠償責任		○
性能リスク	市の要求水準に満たない場合の対応		○
減免による利用料金収入の減少	減免対象者が拡大された場合	○	
	上記以外の場合		○

周辺地域・住民、利用者への対応	地域・住民との協働		○
	指定管理業務の内容に対する地域・住民・利用者等からの要望等		○
	自主事業に係る地域・住民・利用者からの要望等		○
	上記以外の場合	○	
第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	
資料・展示品等への損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	
広報活動	市広報媒体への掲載		所管部署へ 依頼
	その他の広報活動		○
セキュリティ	警備不備による情報の漏洩、犯罪の発生等		○
事業終了時の費用	指定終了時、又は期間中途における業務の廃止、もしくは指定取消しによる指定管理者の撤収費用及び引継ぎに要する費用		○

※1 自然災害（地震・台風等）への対応…建物、設備が復旧困難な被害を受けた場合、業務の全部の停止を命じることがある。復旧可能な場合、その復旧に要する経費は川崎市と指定管理者が協議を行うこととする。

※2 大規模修繕が必要な場合は、川崎市と指定管理者で協議を行う。